

## 2 地域医療

### (1) 医療施設の状況

管内の医療施設は、病院 34、診療所 190、歯科診療所 91、助産所 8 であるが、その多くは別府市に集中し、地域的な偏在が見られる。

なお、別府市は交通の便も良く、温暖な気候や温泉にも恵まれていることから、他市町村からの受療者も多い。

#### ① 平成 30 年度中の医療施設の動態

平成 30 年度末現在（単位：か所）

区分	東部保健所管内		国東保健部管内	
	新規開設	廃止	新規開設	廃止
病院	-	2	-	-
診療所	4	3	-	-
歯科診療所	1	-	-	-
助産所	-	-	-	-

資料：東部保健所調べ

#### ② 医療施設数

平成 30 年度末現在（単位：か所、床）

		病院							診療所		診療所科	技工工所科	助産所	
		施設数	病床数						施設数	病床数				
			総数	一般	療養	感染症	精神	結核						一般
人口 10 万 対	全国	6.6	1,227.2	703.1	256.7	1.5	261.8	4.1	80.1	70.4	7.2	54.1		
	大分県	13.6	1,736.6	1,025.4	247.9	3.5	455.5	4.3	83.8	303.8	27.2	46.7		
	管内	16.6	2,205.8	1,395.7	388.0	3.9	413.8	24.3	92.5	352.9	33.6	44.3	15.1	3.9
	管内	34	4,531	2,867	797	8	850	50	190	725	69	91	31	8
	東部保健所	31	4,239	2,659	717	4	850	50	167	622	57	78	28	7
	別府市	25	3,718	2,290	650	4	724	50	123	554	57	59	18	5
	杵築市	3	324	174	24	-	126	-	26	43	-	8	6	-
	日出町	3	197	195	43	-	-	-	18	25	-	11	4	2
	国東保健部	3	292	208	80	4	-	-	23	103	12	13	3	1
	国東市	3	292	208	80	4	-	-	22	93	6	13	3	1
	姫島村	-	-	-	-	-	-	-	1	10	6	-	-	-

注：1) 「人口 10 万対」の欄の全国及び大分県の数値は平成 29 年 10 月 1 日現在

2) 「人口 10 万対」の欄の管内を算出する際の基準人口は、平成 30 年 10 月 1 日現在

資料：1) 病院・診療所・歯科診療所（人口 10 万対の全国、大分県）は、厚生労働省「医療施設動態調査」

2) 管内の基準人口は、大分県「毎月流動人口調査」

3) 東部保健所調べ

## (2) 医療関係従事者の状況

平成 28 年 12 月 31 日現在 (単位：人)

		医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
人口 10 万 対	全 国	240.1	80.0	181.3	40.4	28.2	905.5	254.6	97.6	27.3
	大 分 県	268.5	63.5	164.8	59.2	30.6	1,215.2	505.6	126.2	51.6
管 内	管 内	314.8	64.0	183.9	60.2	25.8	1,606.2	561.2	139.5	54.4
	管 内	659	134	385	126	54	3,363	1,175	292	114
東 部 保 健 所	東 部 保 健 所	614	115	348	100	54	3,083	1,061	258	108
	別 府 市	537	86	286	68	48	2,623	794	189	86
	杵 築 市	43	14	38	17	6	267	157	35	14
	日 出 町	34	15	24	15	-	193	110	34	8
国 東 保 健 部	国 東 保 健 部	45	19	37	26	-	280	114	34	6
	国 東 市	42	18	37	25	-	268	111	31	5
	姫 島 村	3	1	-	1	-	12	3	3	1

注：1) 「人口 10 万対」の欄の医師・歯科医師・薬剤師の全国及び大分県の数値は、平成 28 年 12 月 31 日現在

2) 「人口 10 万対」の欄の管内を算出する際の基準人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在毎月流動人口

資料：1) 医師、歯科医師、薬剤師は厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」の医療施設及び薬局従事者計(平成 28 年末)

2) 上記以外は、各職種毎の「業務従事者届」の就業者数(平成 28 年末)

3) 注：1) 以外の職種の全国及び大分県の数値は東部保健所調べ(平成 28 年末現在)

## (3) 医療機関立入検査

医療機関が医療法その他の法令に規定された構造を有し、適正な管理を行っているか否かを検査することにより、科学的でかつ適正な医療を提供するにふさわしいものとするを目的として、医療機関立入検査を実施している。

平成 30 年度の医療機関立入検査は、病院 28 施設、一般診療所 35 施設、歯科診療所 12 施設に対して、①医療安全管理、②院内感染防止対策、③防火・防災体制に関連する事項を重点に実施した。

薬事監視員や保健師など多職種による立入検査体制により、麻薬等医薬品の適正管理等専門的な指導・助言を行った。

### 医療機関への立入検査実施状況

平成 30 年度 (単位：か所)

	対 象 施 設 数		実 施 施 設 数		実 施 率	
	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内
総 数	277	39	65	10	23.5%	25.6%
病 院	25	3	25	3	100.0%	100.0%
一 般 診 療 所	167	23	29	6	17.4%	26.1%
歯 科 診 療 所	78	13	11	1	14.1%	7.7%
助 産 所	7	-	-	-	0.0%	0.0%

注：対象施設数は管内全施設から医療政策課立入検査実施施設を除いたもので、数値は平成 31 年 3 月 31 日現在

資料：東部保健所調べ